

三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）

実 施 方 針（案）

令和8年6月

大 分 市 上 下 水 道 局

## 目次

第1章 事業の概要	1
1.1 事業の目的	1
1.2 事業名称	1
1.3 事業場所	1
1.4 管理者の名称	1
1.5 事業期間	1
1.6 対象施設	2
1.7 業務範囲	4
1.8 事業方式及び選定方式	5
1) 事業方式	5
2) 選定方式	5
1.9 事業スケジュール	5
1.10 遵守すべき法制度	5
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	9
2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	9
1) 実施方針(案)に関する質問書の受付・回答	9
2) 募集要領等の公表	10
3) 募集要領等に関する質問の受付・公表	10
4) 参加表明書、資格審査申請書、提案書の受付	10
5) 応募資格審査結果通知、優先交渉権者の決定及び公表	10
6) 基本協定の締結	10
7) 設計業務及び施工監理業務の委託契約の締結	10
8) 建設工事請負契約の締結	11
2.2 スケジュールの留意点	12
第3章 応募に関する条件	12
3.1 応募者の構成	12
3.2 プロポーザル応募者に必要な資格	13
1) 設計企業に必要な資格要件	14
2) 建設企業に必要な資格要件	14
3.3 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	15
3.4 応募者の制限	15

第4章 審査及び事業選定に関する事項	16
4.1 事業者選定方法	16
1) 応募者資格の確認	16
2) 提案内容の審査	16
4.2 選考委員会の設置	16
4.3 審査結果の公表	17
4.4 著作権	17
4.5 提出書類の取扱い	17
4.6 特許権等	17
第5章 本業務のリスクとリスク分担の基本的な考え方	18
第6章 契約及び設計変更	18
第7章 局による事業実施状況のモニタリング	23
7.1 モニタリングの目的	23
7.2 モニタリングの時期	23
7.3 モニタリングの方法	23
7.4 モニタリングの結果	23
別図1 大分市公共下水道計画図(汚水) 三佐地区(第3エリア)位置図	24
別図2 三佐地区区割施設平面図	25
別紙1 資格種類別担当業務内容一覧表	26
別紙2 実施方針(案)に関する質問書	27

## 第1章 事業の概要

### 1.1 事業の目的

大分市の汚水処理は、全国的な汚水処理未普及対策の方針を受けて、平成28年2月に大分市汚水処理施設整備構想を策定した。本構想に基づき、各種取組をアクションプランとして位置づけ、公共下水道の整備を推進している。

大分市の下水道普及率は全国平均を大きく下回っており、従来の発注方式では普及率向上の施策として不十分であり、これまで以上のペースでの汚水施設整備が必要となる。

このアクションプランの実現及び未普及解消の手法として、公共施設等の建設等を行政と民間が連携して行うことにより、民間事業者の優れた企画力・技術力や創意工夫等を活用し、行政の効率化等を図ることができる官民連携の導入が効果的であり、また、設計・施工を一括して発注する管路DB（デザインビルド）方式を取り入れることで、従来の発注方式と比べて事業期間を4年間短縮することが可能となり、従来では成し得なかった事業量を早期に達成できるものと考えている。

更に、地元企業の参画により、地域経済の活性化に資することを期待するものである。

### 1.2 事業名称

三佐地区公共下水道整備事業(第3エリア) (以下「本事業」という。)

### 1.3 事業場所

大分市三佐6丁目外 (詳細はP24～P25 別図1・2参照)

### 1.4 管理者の名称

大分市上下水道事業管理者 西田 充男 (以下「管理者」という。)

### 1.5 事業期間

◆実施期間は、令和8年12月～令和14年3月とする。

(令和8年度～令和13年度とする。)

※設計期間：約2年を想定している。

※工事期間：約4年を想定している。

## 1.6 対象施設

本事業の対象施設概要を表 1-1 に示す。また、対象施設の設計条件を表 1-2、施工監理業務内容を表 1-3 に示す。

表 1-1 対象施設概要

	管渠 (m)			マンホール (基)	取付管・ 汚水柵数 (箇所)	試掘 (箇所)
	開削	開削 (サービス管)	推進			
	φ 200	φ 200	φ 200			
設計	4, 117	801	801	105	214	2
施工監理・ 工事						

※表 1-1 が変更となる場合は変更対象とする。

表 1-2 対象施設の設計条件

項 目	設 計 条 件
場 所	大分市三佐 6 丁目外
管径・工法及び延長	表 1-1 より
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (無) : 耐震設計 (有)
報 告 書 作 成	有
設 計 協 議	中間打合せ 6 回
施工法等の比較検討	a) 管渠の推進工法 b) ①急曲性 ②土被り 1.5D 以下 ③近接構造物 (箇所) ④河川横断 (箇所)
耐 震 計 算	有 (応答変位法)
耐 震 設 計	レベル 1 及び 2 地震動
設 計 条 件 補 正	無
地 盤 条 件 補 正	無
工 区 数 補 正	開削 1 工区・推進 1 工区
地 質 調 査	令和 8 年度に別途発注
試 掘 箇 所	2 箇所※

※試掘箇所については、事業者の提案をもとに調査位置等を別途協議すること。

表 1-3 施工監理業務内容一覧

業務項目	業務内容	備考
1. 業務着手手続	着手手続	
2. 共通業務	(1) 三者協議	
	(2) 設計図書の確認	
	(3) 工事内容・工程の確認	
	(4) 定例及び臨時会議	
	(5) 出来形の確認・出来高検査の立会	
	(6) 工事完了の確認・竣工検査の立会	
	(7) 工事関係書類の確認	
	(8) 設計図書（初回・変更・精算）の作成	
	(9) 住民への説明（公共ます設置位置の確認） 費用負担金の説明（受益者負担金、排水設備工事費、 下水道使用料説明） 「ます設置依頼書」の記入依頼と回収	
3. 仮設工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 施工（変位量の変化、推移等）の確認	
	(3) 濁水処理水質、排水先の確認	
4. 土工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 掘削工事の確認	
	(3) 埋戻し、盛土工事の確認	
	(4) 水替方法（地下水、地盤変位）の確認	
	(5) 残土処分、処分先の確認	
	(6) 基礎の出来形の立会、確認	
5. 管布設工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 管布設の確認	
	(3) 汚水柵位置の確認	
	(4) マンホール位置の確認	
	(5) 出来形の立会、確認	
6. 推進工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 立坑位置の立会・確認	
	(3) 推進管理（寸法、規格、測量、推力）の確認	
	(4) 注入管理の確認	
	(5) 出来形の立会、確認	
7. 薬液注入工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 注入材の数量、ゲルタイム、注入量の確認	
	(3) 周辺環境の pH 管理確認	
	(4) 削孔長の確認	
	(5) 地盤改良の立会、確認	
8. 付帯工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 殻処分、処分先の確認	
	(3) 支障物件撤去、再設置の確認	
	(4) 出来形の立会、確認	
	(5) 舗装、路盤等の確認	
9. 業務完了手続	完了手続	

## 1.7 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・施工監理及び工事であり、その概要は表 1-4 表 1-5 のとおりである。

表 1-4 管渠整備における官民連携の役割分担

通常発注		設計・施工(DB)			
官	計画段階	基本計画	官	計画段階	基本計画
		認可計画		認可計画	
		資金調達		資金調達	
		発注設計		発注設計	
		①住民説明		①住民説明	
	設計業務	資金調達		設計業務	資金調達
		道路占用申請		完了検査	
		発注設計		工事業務	事業管理
		完了検査		完了検査	
		②住民説明		会計検査	
	工事業務	施工監理		管理業務	水洗化促進
		事業管理		台帳整備	
		③住民対応		管理計画策定	
		完了検査		清掃業務	
		会計検査		管路調査	
管理業務	水洗化促進	緊急対応	用地補償	移設補償	
	台帳整備	用地買収			
	管理計画策定	民	設計業務	②住民説明	
	清掃業務		道路占用申請		
	管路調査		発注設計		
緊急対応	現地測量				
移設補償	実施設計図作成				
用地補償	移設補償	施工監理業務	③住民対応		
	用地買収	工事業務	施工監理		
	設計業務	現地測量	施工管理		
		実施設計図作成	現地測量		
		工事業務	施工管理	工事施工	
現地測量			④住民対応		
工事施工					
④住民対応					

【凡例】

- : 官が行う業務
- : 官民連携すると官から民へ移行する業務  
(朱書きの業務が移行)
- : 民が行う業務

表 1-5 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査・設計	地質調査	対象路線の調査を行う。
	測量調査	設計施工に必要な部分の調査を行う。
	埋設物調査	
	詳細設計	対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成補助	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。
試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査を行う。	
施工監理	住民説明	公共ます設置位置の調査及び公共ます設置に伴う費用負担の説明を行い、ます設置依頼書の回収を行う。
	施工監理	表 1-1 に示す対象施設において下水道工事の監理を行う。
工事	土木工事	対象施設の土木工事を行う。
	建設に伴う各種許認可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。
	住民対応	沿線住民との協議を踏まえ、要望等を反映した工程調整及び事業説明を行う。

## 1.8 事業方式及び選定方式

### 1) 事業方式

本事業は、設計・施工を一括して発注する管路DB方式で実施する。

### 2) 選定方式

本事業は、本対象区域に関する設計・施工に係る提案を公募し、早期に整備を完了させるための整備方針(新技術の活用など)、施工計画や局の体制補完、コスト縮減、創意工夫や多様な提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを事業者(優先交渉権者)に選定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

## 1.9 事業スケジュール

本事業の事業スケジュール(予定)は表1-6のとおりとする。

表 1-6 事業スケジュール(予定)

実施事項	日程									
実施方針(案)の公表	令和8年6月5日									
募集要領の公表	令和8年7月16日									
提案書の受付	令和8年10月1日～10月30日									
優先交渉権者の決定及び公表	令和8年11月24日～11月30日									
基本協定の締結	令和8年12月中旬									
設計業務期間 (調査及び詳細設計)	業務委託請負契約締結日～ 令和11年3月(提案内容による)							令和11年3月		
工事業務期間 (工事及び施工監理)	建設工事請負契約締結日～ 令和14年3月(提案内容による)									令和14年3月

## 1.10 遵守すべき法制度

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

### 1) 関係法令

- ・下水道法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・環境基本法
- ・河川法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法

- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・電気事業法
- ・電気用品安全法
- ・電気関係報告規則
- ・電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・電気工事士法
- ・電気通信事業法
- ・有線電気通信法
- ・公衆電気通信法
- ・高圧ガス保安法
- ・危険物の規制に関する政令
- ・計量法
- ・クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・道路法
- ・消防法
- ・水道法
- ・ガス事業法
- ・建築基準法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・建設業法
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・製造物責任法
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・危険物の規制に関する政令
- ・石綿障害予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・大分市公共下水道条例

- ・大分市環境基本条例
- ・大分市防災会議条例
- ・大分市情報公開条例
- ・大分市個人情報保護条例
- ・大分市暴力団排除条例
- ・その他関係する法令、条例、規則等

## 2) 基準、仕様等

### ① 共通（全て最新版とする）

- ・下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- ・下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル  
(日本下水道事業団)
- ・日本工業規格（JIS）
- ・鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
- ・土木製図基準（土木学会）
- ・国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン  
(全日本建設技術協会)
- ・その他関係する規格、基準、要領、指針等

### ② 管路施設工事（全て最新版とする）

- ・下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- ・下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・道路土工-仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・道路土工-擁壁工指針（日本道路協会）

- ・道路土工-カルバート工指針（日本道路協会）
- ・共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- ・改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（(財) 鉄道総合技術研究所）
- ・大分市路面復旧指針
- ・大分市土木工事共通仕様書（第1編共通編総則）  
（大分市契約監理課工事検査室）
- ・土木工事共通仕様書 下水道編（大分市上下水道局総務課契約監理室）
- ・大分県土木工事共通仕様書（第1編共通編総則を除く）  
（大分県土木建築部 農林水産部）
- ・区画線設置工事共通仕様書（大分県土木建築部）
- ・下水道土木工事の施工管理基準及び規格値  
（大分市上下水道局総務課契約監理室）
- ・土木工事の施工管理基準及び規格値（大分県土木建築部 農林水産部）
- ・土木工事施工管理の手引き（大分県土木建築部 農林水産部）
- ・大分市下水道設計標準図
- ・大分市開発行為及び盛土等指導要綱
- ・その他関係する規格、基準、要領、指針等

## 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは表 2-1 のとおりとする。

表 2-1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

時期	内容
令和8年6月5日	実施方針(案)の公表
令和8年6月5日～6月15日	実施方針(案)に関する質問の受付
令和8年7月7日	実施方針(案)に関する質問に対する回答及び実施方針の公表
令和8年7月16日	募集要領等（募集要領、実施要領、要求水準書、様式集、事業者選定基準、基本協定書(案)、共同企業体協定書(案)、契約書(案)）の公表
令和8年7月16日～7月31日	資料閲覧及び貸出し期間
令和8年7月16日～7月31日	募集要領等に関する質問の受付
令和8年8月6日	募集要領等に関する質問に対する回答公表
令和8年8月10日～令和8年8月25日	参加表明書及び資格審査申請書の受付
令和8年8月31日	応募資格審査結果の通知
令和8年10月1日～10月30日	提案書の受付
令和8年11月25日	プレゼンテーションの実施
令和8年11月25日～11月30日	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年12月中旬	基本協定の締結
令和9年1月中旬	設計業務委託契約の締結
令和9年10月初旬	施工監理業務委託の締結、建設工事請負契約の締結

#### 1) 実施方針(案)に関する質問書の受付・回答

- ① 受付期間：令和8年6月5日～6月15日（8時30分～17時15分）
- ② 受付方法：別紙2「実施方針(案)に関する質問書」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。
- ③ 回答方法：質問に対する回答は、大分市ホームページにて公表する。  
ただし、質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答するものとし、すべての質問について回答するとは限らない。
- ④ 回答予定日：令和8年7月7日
- ⑤ 受付担当：大分市上下水道局 上下水道部 経営企画課 下水道計画担当班

メール：sk-jigyo@city.oita.oita.jp

## 2) 募集要領等の公表

令和8年7月16日に、大分市ホームページにて公表する。

## 3) 募集要領等に関する質問の受付・公表

① 受付期間：令和8年7月16日～7月31日(8時30分～17時15分)

② 受付方法：募集要領で示す。

電子メールのみでの提出とする。

③ 回答方法：募集要領で示す。

なお、質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

④ 受付担当：大分市上下水道局 上下水道部 経営企画課 下水道計画担当班

メール：sk-jigyo@city.oita.oita.jp

## 4) 参加表明書、資格審査申請書、提案書の受付

プロポーザル応募者は、参加表明書、資格審査申請書、提案書及び関係する書類を提出する。詳細については募集要領で示す。

## 5) 応募資格審査結果通知、優先交渉権者の決定及び公表

① 優先交渉権者の公表

優先交渉権者の決定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

② 優先交渉権者を決定しない場合

優先交渉権者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、応募参加者がない、あるいは、いずれの応募参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には優先交渉権者を決定せず、この旨を速やかに公表する。

## 6) 基本協定の締結

大分市上下水道局(以下「局」という。)は、優先交渉権者である事業者(以下「事業者」という。)と基本的な事項に係る基本協定を締結する。

## 7) 設計業務及び施工監理業務の委託契約の締結

事業者のうち、対象施設の設計及び施工監理を行う企業(以下「設計企業」という。)は、本事業を遂行するために設計及び施工監理における複数年業務を一括契約として局と委託契約を締結する。ただし、施工監理においては提案により分割による委託契約も認める。

## 8) 建設工事請負契約の締結

事業者のうち、対象施設の工事を行う企業(以下「建設企業」という。)は、提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた工事設計額に対して、複数年工事を一括契約として局と建設工事請負契約を締結する。ただし、提案により分割による建設工事請負契約も認める。

## 2.2 スケジュールの留意点

- ① 募集要領の公表後、提案書の受付までの期間に、募集要領の記載内容を明確化するため、提案者から文書による質問を受付回答する機会を設ける予定である。
- ② 提案書の受付後、提案内容について応募者によるプレゼンテーションの機会を設ける予定である。
- ③ 表 2-1 に示した事業者決定までのスケジュールは、後日公表する募集要領により確定するため、今後変更になる場合がある。

### 第3章 応募に関する条件

#### 3.1 応募者の構成

応募者には、設計企業及び建設企業を含むものとする。設計企業、建設企業はそれぞれ一企業とすることも、複数の企業の共同（以下「JV」という。）とすることも可能とするが、同一企業が建設企業、設計企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

応募者の代表構成員は、建設企業の代表構成員とする。

想定する実施体制を以下に示す。

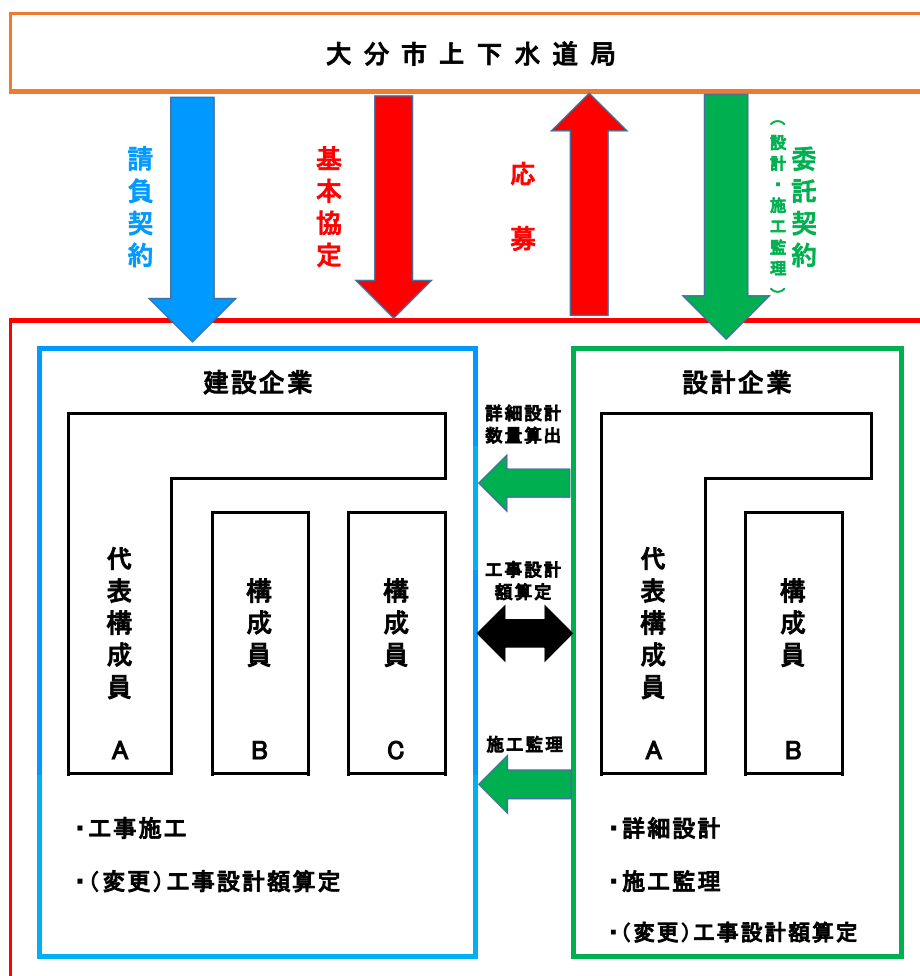


図 3-1 想定事業スキーム

なお、本事業において、JVを組成して契約を締結する者については、共同企業体の取扱要綱に基づき契約手続きを実施すること。要綱の具体的な内容は、実施要領で示す。

### 3.2 プロポーザル応募者に必要な資格

応募者の構成員は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 応募資格審査書類の提出期間の末日(以下「応募資格要件確認基準日」という。)から基本協定締結日までの間において「大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領」(平成12年大分市告示第477号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 応募資格要件確認基準日から基本協定締結日までの間において大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。)に基づく排除措置期間中でないこと。
- ④ 事業税、法人税、都道府県税、市町村税、消費税、地方消費税及び上下水道使用料を滞納していない者であること。
- ⑤ 応募資格要件確認基準日から起算して2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者(会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定(以下「再生開始決定」という。)を受けた者を除く。)でないこと。
- ⑥ 応募資格要件確認基準日から起算して6ヶ月以内に、取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者(更生開始決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ⑦ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がされている者でないこと。
- ⑧ 大分市内に本店があること。
- ⑨ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。(健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務のない者を除く。)
- ⑩ 役員等(参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。)が暴力団員等(大分市暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第2号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑪ 暴力団(条例第2条第1号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(条例第6条第1号に掲げる暴力団関係者をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑫ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- ⑬ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して賃金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ⑭ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑮ 本事業に係るアドバイザー業務に関与している次の者に対して、当該企業の発行

済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有しておらず、又、その出資の総額 100 分の 50 以上の出資をしておらず、かつ、応募者と直接的な雇用関係にある者が当該企業の役員を兼ねていないこと。

・株式会社NJS 東京都港区芝浦一丁目1番1号

## 1) 設計企業に必要な資格要件

設計企業は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 公告日において、大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格要綱(平成 17 年大分市告示 1700 号)により、業種区分 土木コンサルタント(下水道)について、入札参加の認定を受けている者であること。
- ② 大分市及び局から平成 28 年度以降において受注した下水道管路施設の設計業務を完了した実績を有すること。なお、JVとする場合においては、代表構成員及びその他の構成員が同種業務の実績を有する者であること。
- ③ 設計業務における照査技術者及び管理技術者は、下記に記載する者をそれぞれ配置できること。ただし、照査技術者と管理技術者は兼任できない。なお、JVの場合においては、代表構成員の有資格者を配置できること。

照査技術者	別紙1「資格種類別担当業務内容一覧表」に記載されている、土木コンサルタント(下水道)に係る有資格者1名
管理技術者	別紙1「資格種類別担当業務内容一覧表」に記載されている、土木コンサルタント(下水道)に係る有資格者1名

- ④ 施工監理業務における施工監理技術者は、RCCM資格者(下水道部門)又は下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条に規定する資格を有する者、又は 1 級土木施工管理技士を配置できること。なお、設計業務における配置技術者を兼ねることができる。
- ⑤ 上記③及び④に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって、必要な人員及び資機材等を確保することができること。

## 2) 建設企業に必要な資格要件

建設企業は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 公告日において、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年大分市告示第 1616 号)により、土木一式工事について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ② 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項審査を受けて有効であること。
- ③ 令和 8 年度に建設業法の規定による特定建設業の許可を受けており、大分市の土木一式工事A等級に格付けされていること。なお、JVの場合においては、代表構成員が格付けされている者であること。
- ④ 大分市及び局から平成 28 年度以降において受注した下水道管路施設の建設工事の

施工を元請として完了した実績を有すること。なお、JVの場合においては、代表構成員が同種工事の実績を有する者であること。

- ⑤ 建設業法第 26 条に規定される土木工事における技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、応募者と本工事に係る応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者（契約締結時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるものを新たに専任で配置することは可能とする。）
- また、JVの場合においては、代表構成員が監理技術者、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者をそれぞれ当該工事に専任で配置できること。

### 3.3 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者が、応募資格要件確認基準日の翌日から基本協定締結日までの間、3.2に記載されている資格要件を喪失した場合は失格とする。なお、JVの場合は以下の取扱いとする。

- ① 代表構成員が資格要件を喪失した場合
- 代表構成員が資格要件を喪失した場合、当該応募グループを失格とする。
- ② 構成員が資格要件を喪失した場合
- その他の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更、出資比率の変更及び構成員の追加を認める。

### 3.4 応募者の制限

本事業に係るアドバイザー業務を受託した者及びその者と資本面もしくは人事面において関連がある者は、代表構成員、構成員になることはできない。

また、「三佐地区公共下水道整備事業受託候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員と資本面もしくは人事面において関連がある者は、代表構成員、構成員になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

## 第4章 審査及び事業選定に関する事項

### 4.1 事業者選定方法

本事業における事業者の選定については、提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は募集要領等で示す。

#### 1) 応募者資格の確認

応募者に必要な資格は「3.2 プロポーザル応募者に必要な資格」に該当する者とする。

応募資格の確認は、資格審査申請書の提出期限の最終日とする。

#### 2) 提案内容の審査

提案内容の審査は、提案価格のほか、設計・建設等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から以下について総合的に審査する。

##### ① 事業計画に関する審査

設計業務、工事業務、施工監理業務を遂行するための事業計画及び事業収支計画の現実性、安定性に関し審査する。

##### ② 設計業務に関する審査

設計計画図(概要書・配置平面図・部分詳細図・縦断図・横断図・その他必要図面)、また要求水準書において示す設計業務の項目と達成水準、さらに設計業務の実施体制等に関し審査する。

##### ③ 工事業務・施工監理業務に関する審査

工事業務の遂行に関する提案、さらに工事業務の実施体制等に関し審査する。併せて、工事業務に係わる品質の確保を確実に実施するための施工監理業務遂行に関する手法等、実施体制等に関し審査する。

##### ④ プロポーザル参加者独自に関する審査

目的の合致、事業の妥当性、地域社会・経済への貢献に関し審査する。

##### ⑤ 提案価格に関する審査

上記において提案した事項と応募者の事業費を審査する。

### 4.2 選考委員会の設置

本事業における事業者の選定に当たり、三佐地区公共下水道整備事業受託候補者選考委員会設置要綱に基づいて、選考委員会を設置する。

選考委員会は、応募者の提案内容についての審査を行い、最上位の者を優先交渉権者として特定し管理者へ報告する。管理者は、選考委員会の審査結果の報告をもとに、事業者を決定する。

#### 選考委員会 委員

氏名	所属名
帆秋 利洋	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 前教授
林 勇貴	大分大学 経済学部 総合経済学科 准教授
衛藤 興憲	上下水道部長
浜田 元一郎	上下水道部下水道整備課長
佐藤 愛彦	上下水道部経営企画課長

#### 4.3 審査結果の公表

管理者は、選考委員会における審査結果をまとめ、速やかに公表する。

#### 4.4 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、管理者が本事業に必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者決定した者以外の応募者提案については、原則使用しない。

なお、局に提出された資料は、大分市情報公開条例に基づき、公開することができる。

#### 4.5 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

また、応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

#### 4.6 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

## 第5章 本業務のリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計・施工監理及び工事におけるリスクは、原則として事業者が負担すること。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、局がリスクを負う。本事業で予想されるリスクについて、局と事業者のリスク分担表を以下に示す。

表5-1 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				局	事業者
共通	構想・計画リスク	1	局の政策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
	募集要領リスク	2	募集要領の誤りに関するもの	●	
	許認可リスク	3	局が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
		4	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に影響を及ぼすもの）	●	
		6	法制度・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの）		●
	消費税変更リスク	7	消費税の変更によるもの	●	
	税制変更リスク	8	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		●
		9	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	●	
	住民対応リスク	10	本施設の設置に関する住民反対運動等	●	
		11	事業者が行う業務（調査、工事等）に関する住民反対運動等		●
	環境問題リスク	12	局が行う業務に起因する環境の悪化	●	
		13	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		●
	第三者賠償リスク	14	局の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
		15	事業者の責に帰すべき事業期間中の事故（事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事故など）		●
	安全確保リスク	16	調査、工事等における安全性の確保		●
	保険リスク	17	設計・工事段階のリスクをカバーする保険		●
	金利リスク	18	基準金利確定前の金利変動によるもの	●	
		19	基準金利確定後の金利変動によるもの		●
	物価リスク	20	物価変動によるもの	●	●

※

表 5-1 リスク分担表

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者				
					局	事業者			
共通	資金調達リスク		21	事業者の資金調達に関するもの		●			
	国庫補助金未確定リスク		22	国庫補助金の交付に関するもの	●				
	債務不履行リスク		23	局の責に帰すべき事由による事業の中止・延期（局の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など）	●				
			24	事業者の事由による事業の中止・延期（事業破綻、事業放棄など）		●			
	不可抗力リスク		25	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	●	※		
			26	予測可能な範囲における台風・風水害による事業計画・工事の変更、事業の延期・中止に関するもの		●			
			27	想定し難い地震等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	●	※		
	契約リスク		28	局の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク	●				
			29	事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク		●			
計画設計段階	計画・設計リスク		設計委託契約リスク	30	設計委託契約の締結に関するもの		●		
				31	設計委託契約の内容に関するもの		●		
				32	設計委託契約の内容変更に関するもの		●		
	測量・調査リスク			33	局が実施した測量・調査に関するもの	●			
				34	事業者が実施した測量・調査に関するもの		●		
工事段階	用地リスク		用地取得リスク	35	建設予定地の確保に関するもの	●			
				36	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		●		
			土壌汚染リスク	37	土壌汚染に関するもの	●			
				地中埋設物リスク	38	上下水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の予測可能な地中埋設物に関するもの	●	●	※
					39	上記以外に関するもの	●		
	工事リスク		詳細設計リスク	40	局の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（局の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●			
				41	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、実施設計の不備、事業者の事由による履行遅れなど）		●		
			建設工事請負契約リスク	42	建設工事請負契約の締結に関するもの		●		
				43	建設工事請負契約の内容に関するもの		●		
				44	建設工事請負契約の内容変更に関するもの		●		

表 5-1 リスク分担表

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					局	事業者
工事段階	工事リスク	施工監理 リスク	45	施工監理に関するもの		●
		工事遅延 ・未 完成 リスク	46	局の事由による工事の遅延・未完・工事費の増大（局の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			47	事業者の事由による工事の遅延・未完・工事費の増大		●
		施設性能 リスク	48	要求性能不適合（施工不良を含む。）		●
		引渡前損 害リスク	49	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●

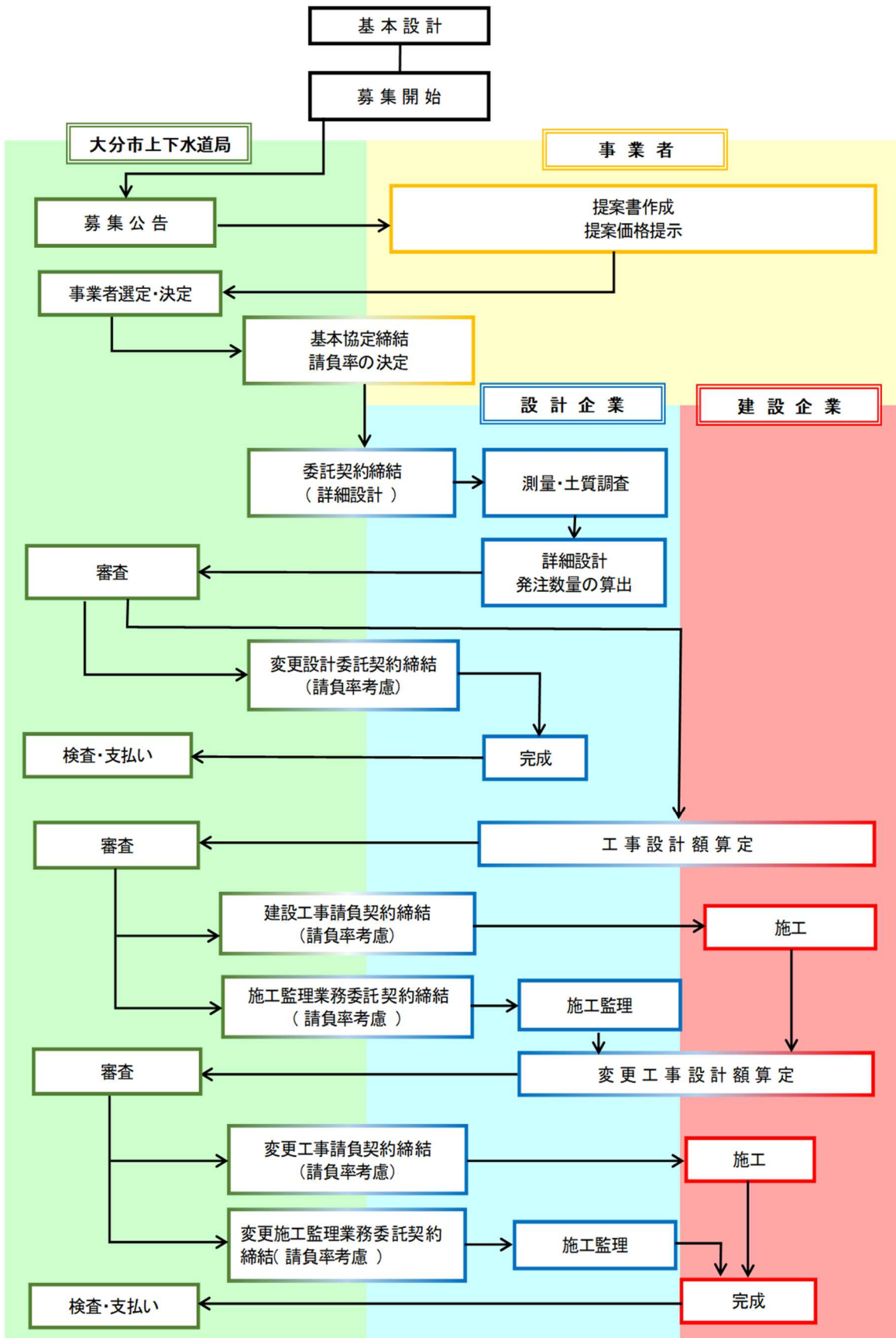
※局と事業者の両者が負担者となる事象が発生した場合、両者の協議によって解決を図るものとする。

## 第6章 契約及び設計変更

委託契約と建設工事請負契約を別契約にするため、契約フローは図6-1のとおりである。提案に基づき事業者を選定した後、請負率（＝提案書に示す各業務の提案価格÷募集要領に示した各業務の見積上限価格）を決定した上で、詳細設計、工事、施工監理を契約することを定める基本協定を締結する。

契約フローの概要は以下のとおりである。

- ・設計業務について、設計業者と委託契約を締結する。
- ・設計業務委託契約は、基本設計に基づいた数量で締結する。
- ・建設工事請負契約は、詳細設計の成果に基づき工事の数量を確定した上で締結する。
- ・施工期間中は、年度ごとに出来高に応じて設計変更を実施し、支払いを行う。



※(設計)の”測量・土質調査”及び”詳細設計”及び”工事費算定”は設計業務の事業期間内に実施される

図6-1 契約フロー

## 第7章 局による事業実施状況のモニタリング

### 7.1 モニタリングの目的

局は、事業者による設計・工事が要求水準書等に定める要件及び提案書に示した内容を満たしていることを確認するために、本業務のモニタリングを行う。

### 7.2 モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・施工監理及び工事等の進捗状況について、局に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、局は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

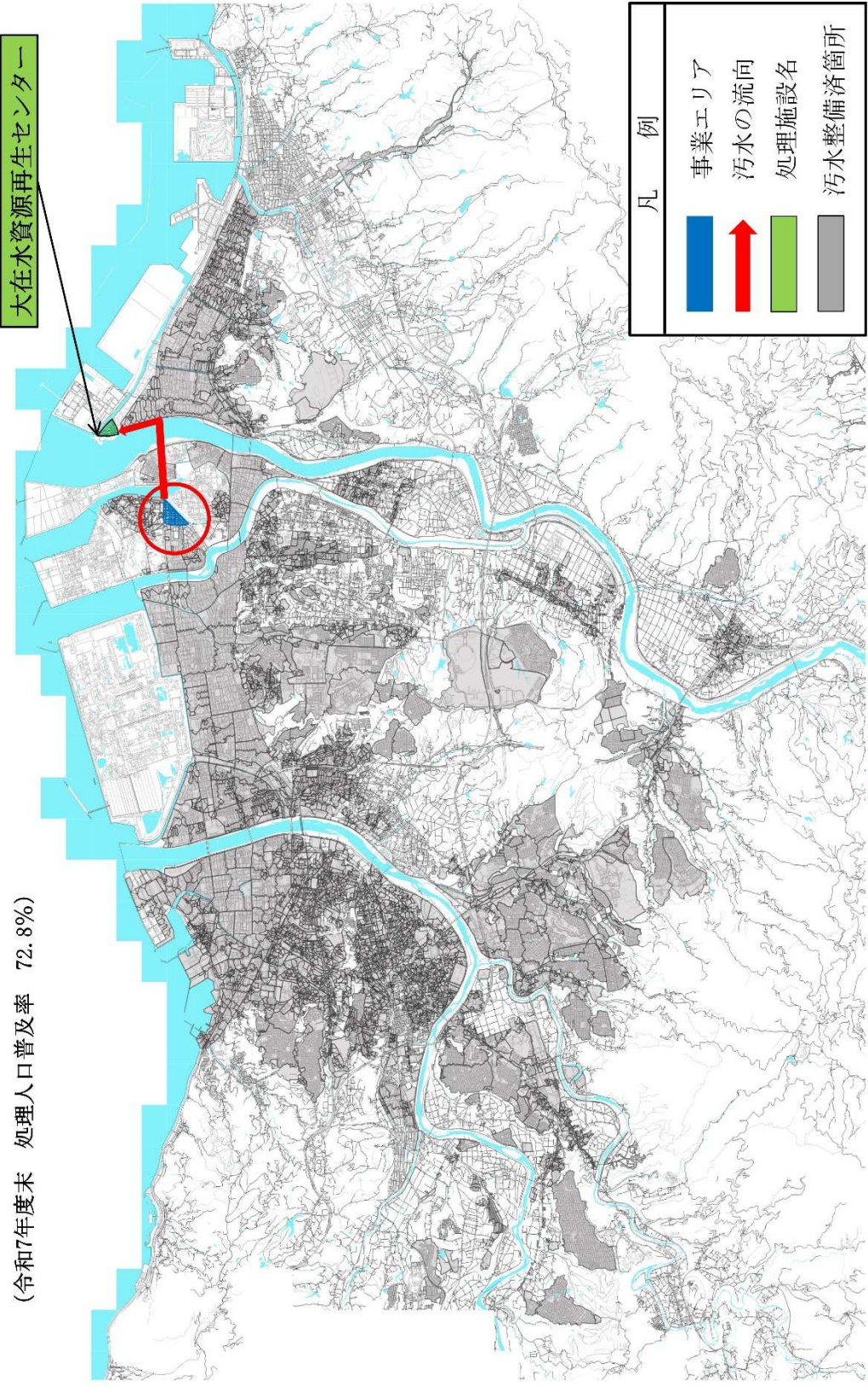
### 7.3 モニタリングの方法

局は、事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

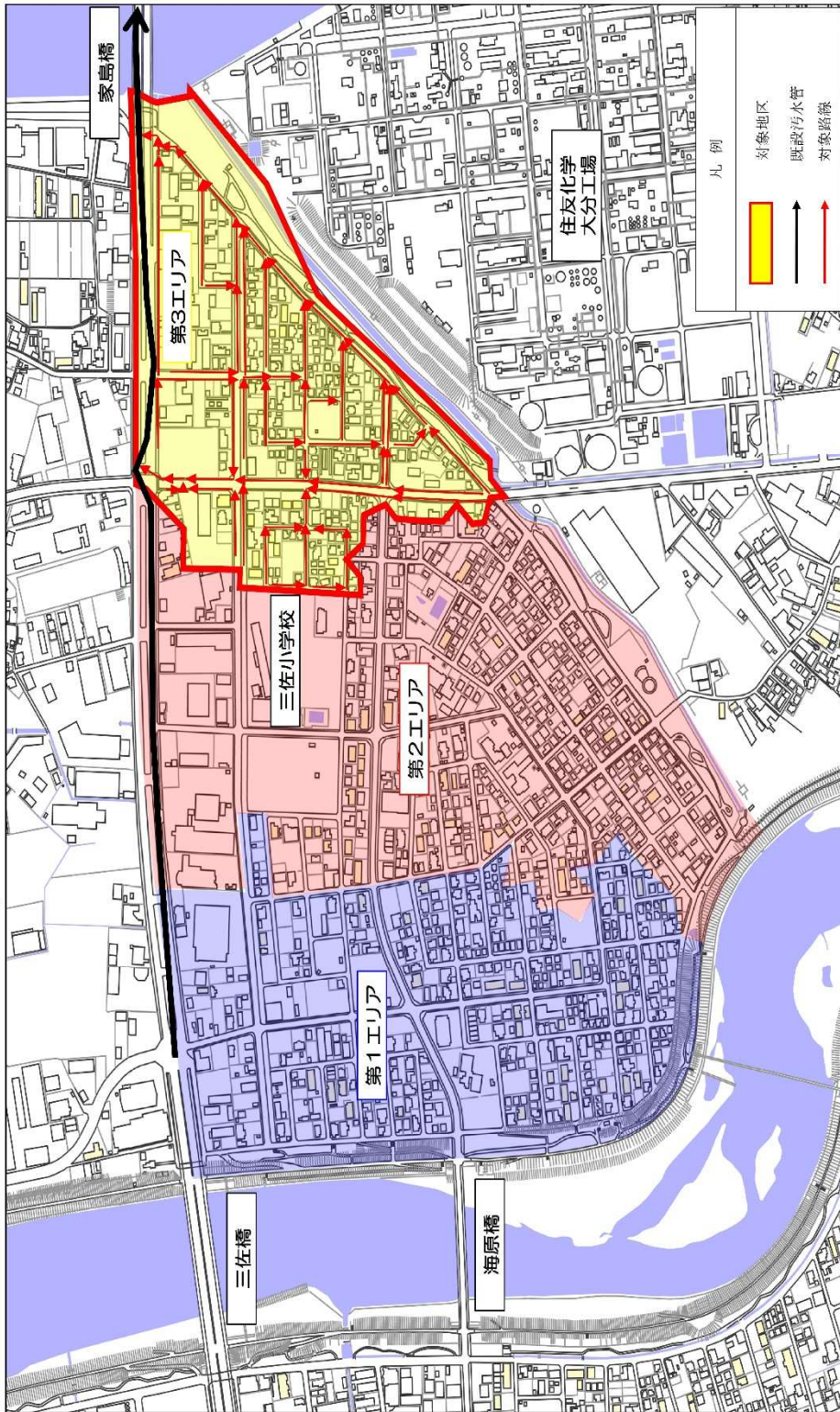
### 7.4 モニタリングの結果

本事業のモニタリングにより、設計・施工監理及び工事の実施状況が委託契約書、建設工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件、並びに提案書に示された内容を満たしていないと判断される場合には、局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

別図1 大分市公共下水道計画図（汚水） 三佐地区（第3エリア）位置図



別図2 三佐地区区割施設平面図



資格種類別担当業務内容一覧表

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	土 木 コ ン サ ル タ ン ト																	地質調査							
			測量 一般	地図 航空 測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造		トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	
測量士			◎	◎	◎																						
測量士補			○	○	○																						
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力機械、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																					◎		△		
		電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																						◎		△	
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○			△	○
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				◎	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○			△	○
		建設一般及び電力土木とするものに限る				◎	○	◎	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○			△	○
		建設一般及び道路とするものに限る				◎	○	◎	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○			△	○
		建設一般及び鉄道とするものに限る				◎	○	◎	○	◎						○	○	○	○	○	○	○	○			△	○
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る				◎	○	◎	○	◎						◎	◎	○	○	○	○	○	○			△	○
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る				◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	○	○	○			△	◎
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る				◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	○	○	○			△	○
		建設一般及びトンネルとするものに限る				◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	◎	○	○			△	○
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	◎	○	○			△	○
		建設一般及び建設環境とするものに限る				◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	◎	○	○			△	○
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									◎	◎														△	△
	上下水道一般及び下水道とするものに限る									◎	◎														△	△	
	農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る										◎														△	△	
	森林一般及び森林土木とするものに限る											◎													△	△	
	水産一般及び水産土木とするものに限る												◎												△	△	
	情報工学一般とするものに限る																							◎	△	△	
	応用理学一般及び地質とするものに限る																				◎				△	◎	
	衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																				◎				△	△	
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力機械、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																						◎		△	
	電気電子部門	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																						◎		△	
	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○			△	○	
		港湾及び空港とするものに限る				◎	○	◎	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○			△	○
		電力土木とするものに限る				◎	○	◎	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○			△	○
		道路とするものに限る				◎	○	◎	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○			△	○
鉄道とするものに限る					◎	○	◎	○	◎						○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	
都市及び地方計画とするものに限る					◎	○	◎	○	◎						◎	◎	○	○	○	○	○	○			△	○	
土質及び基礎とするものに限る					◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	○	○	○			△	◎	
鋼構造及びコンクリートとするものに限る					◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	○	○	○			△	○	
トンネルとするものに限る					◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	◎	○	○			△	○	
施工計画、施工設備及び積算とするものに限る					◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	◎	○	○			△	○	
建設環境とするものに限る					◎	○	◎	○	◎						○	○	◎	○	○	◎	○	○			△	○	
上下水道部門		上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る								◎	◎														△	△	
農業部門		農業土木、農業農村工学とするものに限る									◎														△	△	
森林部門	森林土木とするものに限る										◎													△	△		
水産部門	水産土木とするものに限る											◎												△	△		
情報工学部門	特定なし																						◎	△	△		
応用理学部門	地質とするものに限る																			◎				△	◎		
衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																			◎				△	△		
R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋				◎																			△	△		
	港湾及び空港				◎																			△	△		
	電力土木				◎																			△	△		
	道路				◎																			△	△		
	鉄道				◎																			△	△		
	上水道及び工業用水道									◎	◎													△	△		
	下水道										◎	◎												△	△		
	農業土木											◎												△	△		
	森林土木												◎											△	△		
	水産土木													◎										△	△		
	造園																							△	△		
	都市計画及び地方計画																				◎			△	△		
	地質																				◎			△	◎		
	土質及び基礎																				◎			△	◎		
	鋼構造及びコンクリート																				◎			△	◎		
	トンネル																					◎		△	◎		
	施工計画、施工設備及び積算																						◎	△	◎		
建設環境																						◎	△	◎			
機械																							◎	△			
電気電子																							◎	△			
廃棄物																							◎	△			
地質調査技士																								△	◎		
認定技術管理者																								△	◎		

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。  
「○」は照査技術者のみになれる資格。（測量については、管理技術者のみになれる資格。）  
「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。  
「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

令和 年 月 日

## 実施方針（案）に関する質問書

「三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）」の実施方針（案）について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
例	16	4	1	2)	提案内容の審査	○○○○○○○
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						